

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和4年3月3日(木)  
開会 午前9時59分  
閉会 午前10時32分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 (委員長)井上真砂美、(副委員長)須藤智子  
(委員)谷平敬子、大野慎治、榎谷規子  
5 欠席委員 なし  
6 出席議員 伊藤隆信議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員  
7 説明員 行政課長 佐野剛  
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

9 発言者(傍聴人)

10 委員長あいさつ

11 議長あいさつ

12 協議事項

(1) 決議案第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

・3月4日本会議議事日程表に加え審議するものと決した。決議案は資料のとおりと決し、宮川議員が提案説明を行うものと確認した。

【質疑】

質疑なし

(2) その他

大野委員：請願についてある方が紹介議員となっているが、SNS等で「一人しかしていない。」と喧伝されている。議長も提出された前日しか知らない。私たちは誰も請願が提出されることを知らないのに「一人しかしていない」という表現で喧伝されるのはいかななものかと思う。事実と違う。

井上委員長：確認するが請願とは前回の議運で議題となったコロナワクチン関係のもので良いか。

大野委員：受付をされているものに関してそのような喧伝はいかななものかと考える。

我々が知らないことに対して違うぞと。各会派で説明を受けたうえで紹介議員にならなかったというのではなく、知らないなか出てきた請願である。このような喧伝はいかななものかと会派内で意見が出ておりました。

井上委員長：話をまとめさせていただくと、紹介議員が1名あったけれども、他の会派には「請願の紹介議員になってほしい」という申出がなかった。前回の議運で議題とされた請願が1件あったと確認したが、それについてSNSで発信があった。

大野委員：そういうことをされるのはいかななものかと思う。事実とは違うよということ。他の市議会は担当委員会の委員長にあいさつに行っているところもあるらしい。私にはなかった。あれば皆さんに紹介する。議長も提出が前日なのでどうしようもなかった。結果的に知らないのだから、それはいかななものかと。

伊藤議長：今、大野委員から説明があった請願については、小牧の方から電話をいただきまして、これから陳情をお願いするというので、電話をいただいたのは事務局で、私も良いですよと行って議長室におりました。実際にお越しになって10人くらいだった。この応接室で対応しました。説明を受けました。提出された時点で請願であった。議員もみえたので、その時点で請願者が各会派の方に回った雰囲気はなかったので、見てくださいとして書類を置いていかれた。そういうような状況で当日は受けた。今、大野委員から言われたように、その方がSNSで「自分が請願の紹介議員で」これはいわゆる個人情報が出てしまっていて。これはちょっとということが、今、大野委員が言われたようなことがあったと思っている。

大野委員：問題提起だけですので。事実と違うことを喧伝するのはいかがなものかと。

須藤副委員長：議長も他の議員に説明してくださいねと請願者に言われたのでしょうか。

伊藤議長：言われたというのは。

須藤副委員長：他の議員にも説明してくださいねと。それは言ってないのか。

伊藤議長：堀議員にか。

須藤副委員長：請願者に。

伊藤議長：言っていないと思う。

井上委員長：出された時点で紹介議員は1名であった。

伊藤議長：1名署名してあった。

須藤副委員長：その前に説明して回ってもらわないといけない。

大野委員：そういうことである。

伊藤議長：SNSで出されたので。

須藤副委員長：皆知らないのに。

大野委員：私は会派としての意見です。事実と違うという事で。

井上委員長：いけないところは請願を出して、他の会派にも請願者として説明していただくことが必要と。

須藤副委員長：紹介者として言ってもらおう。

井上委員長：必要ということで良いか。

須藤副委員長：堀議員だけで良いというなら良いが。

井上委員長：どうしたら良いか。

大野委員：基本的に「私一人しか紹介議員にならなかった」という表現が、事実は皆が知らないの。それは違うよということ。

井上委員長：それが違っている。

大野委員：違っている。知らないんだから。

伊藤議長：一人歩きではないが、こうした形で堀議員が紹介議員になって自分のSNSでね。

須藤副委員長：それを載せたときに「他の議員はなかった」ということが書いてある。他に説明もなかったのに。

大野委員：「私一人が」

谷平委員：「なった」

大野委員：「私一人ですが紹介議員としてサインさせていただきました。」と書いてあ

る。

伊藤議長：ここに何の説明もない。

大野委員：表現がちょっと違う。だって知らない。「私一人だけが紹介議員になりました」というところが。

榊谷委員：堀議員のSNSで。請願者のSNSで一人しかなくなってもらえなかったと思っていた。

大野委員：紹介議員のSNS。

井上委員長：事実を確認させていただきました。事実と違うことをSNSで紹介してしまったことで、嚴重注意を、という話がありました。だいたい意見が出たがほかはよろしいか。

須藤副委員長：よろしいです。

井上委員長：あとはどうしたら良いか。

須藤副委員長：注意が必要。

谷平委員：嚴重注意。

大野委員：議長の元で、デリケートな問題ということで。

伊藤議長：まとめると堀議員がSNS等で慎重にやってほしいということで嚴重注意ということで私から本人に伝える。それで良いか。

各委員：異議なし。

井上委員長：これからだが、請願の提出がある場合、請願者がみえた場合はその流れを確認させていただきたい。

大野委員：請願者がいらっしゃる場合は各会派に事務局に言えば代表者を教えてもらえるので。日程が合わない場合は仕方がない。これまでもそういった形で努力はしていた。

須藤副委員長：紹介議員はいらない。一人で良いのならそれで良いし。

井上委員長：事務局それでよろしいか。請願者がみえた場合は会派を回っていただいて紹介議員になっていただく会派を確認していただくということでよろしいか。

大野委員：会派でなく議員である。

須藤副委員長：紹介議員がいないと請願として出せないから形式のところは事務局が言うので、あとは説明するかどうかは請願者が決めるところ。

榊谷委員：事務局は請願者が訪れたら説明していると思うが。

議会事務局統括主査：そうですね。ただ全会派を回ってくださいねとは、そこまでは請願者に求めるものではないので。紹介議員がお一人でもあれば請願として成立するので、形式的要件で紹介議員がいなだとか、住所・名前がないなど不備があった場合は訂正など求めることはできるが、全会派を回るよう強制することは難しい。

井上委員長：全議員を回らせることは難しいが紹介議員を確認して受け付けていただくということでよろしいか。

議会事務局統括主査：はい。

井上委員長：今回はSNSで事実と違ったことが書かれていた。その他の議員が知らなかった。

大野委員：知らなかったのに「一人だけ紹介議員になりました」と書いたのが問題であ

る。今までもそういう傾向にある。そういうことは喧伝してはいけないし、受付印を  
押したものを掲載するなら良いが、受付前のものを掲載するのは。

井上委員長：意見は出尽くしたようであるが。

水野議員：読んだ方が取り合わなかって自分だけがなつたと解釈できる文章であったの  
で、事実確認のヒアリングをお願いしたい。嚴重注意などされると思うがその際に。

どういう経緯でとか、聞いていただきたい。

井上委員長：議長よろしいか。事情を。

須藤副委員長：事実確認。

大野委員：議長にお願いしますが。

伊藤議長：確認するということか。本人にか。

井上委員長：本人に確認いただいて。

伊藤議長：事実確認をね。

井上委員長：はい。そして注意いただく。

伊藤議長：はい。

井上委員長：間違ったことを喧伝しているということ。

伊藤議長：わかりました。

井上委員長：以上でよろしいか。

須藤副委員長：まだあるでしょう。

伊藤議長：その他で。

井上委員長：協議事項（２）その他を終わらせていただく。

傍聴者：今の請願の話ですけど、堀議員は請願者の住所・氏名を出しているじゃないで  
すか。それは受付印があろうがなかろうが、全く同じものを議会は受け付けられたん  
ですよ。岩倉市との申合せで住所は出ないことになっているはずだ。今後、このよ  
うなことがされるのであれば請願が怖くて出せないじゃないですか。そこについては  
どのように議論されるんですか。

井上委員長：確認させていただきますが、請願の中に住所・氏名が載っている。

傍聴者：SNSです。事務局にメール送ってありますよね。

議会事務局統括主査：届いています。

傍聴者：堀議員のSNSに住所・氏名が載ったままのもの。今は消してあります。とがめ  
られたか知りませんが。白く消してあります。しかし世界配信されているので私で  
も住所がわかりますよ。江南市の〇〇〇の〇〇〇番地、フジタアイコさん。私は住所  
も名前も全部わかってますよ。なぜかと言うと彼のSNSに全部載っていたからです  
よ。載せてそのままにずっとしているのであれば解釈の違いや齟齬があるかもしれま  
せんよ。今現在彼はそれを消しているんですよ。ということは、出したときには良い  
と思ったけど、後にまずいと思って消したわけですよ。そこについては議員のモラ  
ルはどうなっているのか。請願権は憲法ですから、請願が怖くて出せないじゃないで  
すか。住所は秘匿されると思っているものが事務局ではなく、何か議員の粗相で表に  
出たときに委縮してしまうではないか。

井上委員長：いけませんね。とんでもない話です。

傍聴者：今聞いてて、議員が議論されたのは、自分だけが一人だけが紹介議員になっ

た、それがけしからんとおっしゃる。請願者の名誉はどうなるか。そちらの方が甚大な被害が生じている。今おっしゃられた嚴重注意、議員の中で私には請願に来た、私には来なかった、堀議員が一人なったわけだけでもこれは嚴重注意で良いと思いますよ。だけどこれってフジタアイコさんもそうですが、この請願者お一人に対することだけでなく、憲法に保障されている請願権、ここの侵害です。

井上委員長：ありがとうございました。

傍聴者：お願いします。真摯にやってもらわないと。

井上委員長：そういうものが載せられたということで、今後の対応ですけれども。

大野委員：事務局、うちって請願者の了解がないと公開していけなかったのでは。

議会事務局統括主査：住所に関しては〇〇市までは出すけども、以降の〇〇町〇〇番地は個人情報として黒塗りとすることとしています。しかし、名前に関しては基本的には出す、ただ請願の内容によっては名前を出すことによって身に危険を感じる可能性、例えばDVであるとか、そういったものに関しては事情によって消すことが出来るとされています。

井上委員長：請願を提出するときということではよろしいか。請願を出されるときは名前を出されるけど、請願書として議員に配付する場合は本人の意思か。

議会事務局統括主査：いえ。

大野委員：ホームページで外に出すとき。

議会事務局統括主査：議場で議員や執行機関に配付するものと傍聴用の資料とは分けて考えています。議員や執行機関に出す資料は住所や名前や電話番号といった個人情報は出しています。けれども傍聴あるいはホームページといった不特定多数の方に出すものは先ほど述べたとおり住所の〇〇市までは出すけどもそれ以降であるとか電話番号は消します。名前に関しては消してしまうと内容がなんでもかんでも出されるといけないので、よっぽどのことがない限り出すものとしています。

井上委員長：ありがとうございます。

傍聴者：今、事務局が説明したこと、議場では住所を読み上げない、議長が陳述者に確認して、議場で行われることで事務局が確認することですか。議長ではないか。議長が確認することですよね。今おっしゃられた住所を出しても良いよという人は出せば良いんです。いやだという人は消すんですよね。

議会事務局統括主査：そうですね。

傍聴者：事務局でなくて議長の確認ですよね。そのことを先程の説明に付け加えたかった。委員長の認識が申合書と違って、申合書はすぐに出ますよね。

議会事務局統括主査：はい。

傍聴者：申合書を読んでみてくださいよ。

井上委員長：ありがとうございました。請願書の取扱いには十分に注意してやっていきたいと思えます。事実確認していただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

以上で2番. . .

傍聴者：ちょっと待ってくださいよ。私が言ったことが全然伝わってないじゃないですか。嚴重注意だけで終わるわけがないでしょ。市民に対してどのように説明するんですか。請願権は憲法と言ったが間違ってますか。

大野委員：間違っていないです。

傍聴者：じゃあ私が言っていることのどこが間違っていますか。こんなふうにルールを破られて、「あっ、いっけね、住所出しちゃった」慌てて5分後に消したから、例えば配付物、これを10部作って10人にお配りした。「あっ、いっけね」10人から回収できますよね。誰に配ったかわかっているなら。そういうものではない。仮に渡された人がコピーしたら、誰に渡したんだとなりますけど、SNSではそんなわけにはいきません。1回出した瞬間に、実際に私はこれをここにありますが、確認してもらえば良いですけど、これ住所が出てしまってますけど、アメリカ人にまでメールで送ってますよ。〇〇大学の〇〇教授に送ってますよ。

井上委員長：そうしましたら先程からやってしまったことに対するこれからの処置ですが。

傍聴者：去年、一昨年に行った辞職勧告、それよりも酷いじゃないか。あれは辞職勧告を出されたのは、市議会のモラル、だから辞職勧告を出されたんですよ。そこに付随するのは岩倉市の公金の10万円のことでしたよ。だけど、これって10万円や100万円の話じゃないですよ、信用問題です。懲罰委員会に決まってるじゃないですか。受付印の有り無しなんか関係なく出してしまったんだから。現に同じものを受付印を押したじゃないですか。これが違うものならわかりますよ。なおかつ、請願者がSNSに上げたならわかりますよ、紹介議員が名前を出された、紹介議員は公ですから、請願者が自分のSNSに上げたんならわかりますよ。堀議員が自分のSNSに上げたことが大問題なんです。

井上委員長：そのへんをしっかりと本人に確認してみて議員との間の関係ですね。

傍聴者：だから言ってるじゃないですか。紹介議員が出しても良いよと言ったところで...

井上委員長：ちょっと待ってください。こちらの方で進めていきますんで...

傍聴者：ちょっと待ってください。私が言うのは、紹介議員が良いよと言ったところでだめなんです。紹介議員が良いよと言うのは議長権限だ。紹介議員に良いか悪いか聞く権利もないしSNSに上げる権利もない。なおかつ、議長が同じ文書に受付印を押した以上だめだ。文書が違ってれば良いですよ。上げたものと句読点が一つでも違っていれば、それは違う文書ですから理解できます。私が知る限りは全く同じ文書ですよ。ですから受付印の有るもの無いものは関係ないですね。今、委員長が言われた請願者の了解の有る無いは関係ないですね。その点も踏まえて議論してください。

井上委員長：こちらの方で進めさせていただきますのでよろしくお願いします。SNSで出されたというところで非常に問題だと傍聴人から指摘をいただきました。これを踏まえての今後の処置ですけども、今のままでは事実確認をしていただいてということですね、議長。そうですね。

須藤副委員長：2点ね。

井上委員長：2点ありますので、それを確認していただいて。

伊藤議長：確認して後日報告します。

大野委員：また議会運営委員会を開催するときがありますのでその時に。

伊藤議長：そこで確認したことを皆さんに報告します。

井上委員長：はい、そうですね。本人の意見を聞いて。（２）を終わらせていただきます。

13 その他  
特になし